

2024年11月14日

各 位

会社名 株式会社CS-C

代表者名 代表取締役社長 椙原 健

(コード番号:9258 東証グロース市場)

問い合わせ先 執行役員 管理本部長 金城 一樹

(TEL. 03-5730-1110)

業績条件型譲渡制限付株式報酬制度の導入に関するお知らせ

当社は、2024年11月14日付適時開示「監査等委員会設置会社への移行、役員人事及び定款の一部変更に関するお知らせ」のとおり、2024年11月14日開催の取締役会において、2024年12月20日開催予定の第13期定時株主総会(以下「本株主総会」といいます。)で承認可決されることを条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決議しましたが、これを機に、役員報酬制度の見直しを行うことといたしました。2024年11月14日開催の取締役会において、当社取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。)に対する業績条件型譲渡制限付株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の導入を決議し、本制度に関する議案を本株主総会に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、対象取締役を対象に、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、中長期的な企業価値向上に向けた取り組みや株主の皆様との一層の価値共有を進めること、並びに対象取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性を明確化し、中長期的な業績の向上に対するコミットメントを更に強化することを目的とした制度です。

当社の取締役の基本報酬の額は、2019年9月25日開催の臨時株主総会において年額200,000 千円以内としてご承認をいただいておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役(監査等委員である取締役を除きます。)の基本報酬額を改めて定めるため、本株主総会に、取締役(監査等委員である取締役を除きます。)の基本報酬額を年額200,000 千円以内とすることを付議する予定です。また、2023年12月22日開催の第12期定時株主総会において取締役(社外取締役を除きます。)に対して譲渡制限付株式を付与するために支給する金銭報酬債権の総額を年額90,000 千円以内としてご承認をいただいておりますが、かかる制度に代えて本制度を新たに導入することとし、本株主総会では、上記の基本報酬の枠とは別枠にて、対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

(2) 本制度の導入

本制度は、対象取締役に対して業績条件型譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会において当該報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

2. 本制度の概要

本制度において対象取締役は、取締役会決議に基づき、支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払い込み、当社普通株式について発行又は処分を受けます。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額500,000 千円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年 65,000 株以内(ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする、当社の普通株式の無償割当てを含む株式分割又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。)とし、その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値(同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値)を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

なお、本制度による当社の普通株式(以下「本株式」といいます。)の発行又は処分に当たっては、当社と業績条件型譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間において、①当社の取締役会が定める期間(以下「譲渡制限期間」といいます。)、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②対象取締役が当社の取締役会が定める期間(役務提供期間)中、継続して当社の取締役その他当社の取締役会で定める一定の地位にあったこと、及び当社の取締役会が定める期間中の業績目標等(利益の状況を示す指標、株式の市場価格の状況を示す指標その他当社の経営方針を踏まえた指標等)を達成したことを条件として、本株式の全部又は一部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除すること、③一定の事由が生じた場合には、当社が本株式を無償取得することなどをその内容に含む業績条件型譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、当社が指定する証券会社に開設する専用口座で管理される予定です。

【ご参考】

本株主総会において本制度に係る議案が承認可決された場合には、当社の幹部従業員に対しても同様の制度を導入することを予定しております。

以上